
令和7年度事業計画

【I】策定基調

我が国の経済は、この30年余の間、バブル崩壊に伴う混乱やデフレ、世界的な金融危機、度重なる自然災害、コロナ禍といった幾多の難局に直面したが、これらを乗り越えてきたところである。

政府は、成長型経済への道筋をつけるため、自然災害への対応を含め、安心・安全の確保を図るとともに、「新しい資本主義」を始めとする経済財政政策の取組みを引き継ぎ、加速・発展させていくこととしている。

こうした状況の中で、「物流革新元年」とした「2024年問題」に引き続き、さらに、「2030年問題」への対応を期すため、さらなるトラック運送業界の健全化に向け、改正物流法等への対応や全ト協で検討している事業許可の更新制等の導入等、課題は山積している。

また、荷主対策の深度化については、トラック・物流GメンとGメン調査員との緊密な連携を図り、業界の健全化を推し進めることとする。

さらに、安心して安全な輸送サービスを提供するため、飲酒運転根絶をはじめ交通事故防止の推進を図るとともに、良質なドライバーを確保するため、外国人ドライバーの受け入れに向けた対応やドライバーの社会的評価の向上について強力に取り組むこととしている。

以上を踏まえ、今後のトラック運送事業の進化・発展に向けて、令和7年度事業として下記に示す最重点施策及び重点施策として12本の柱を立て、諸活動を積極的に展開し、我が国の経済とくらしを力強く支えていくこととする。

【最重点施策】

- (1)物流革新に向けた改正物流法等への対応
- (2)改正「標準的運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進
- (3)交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進
- (4)Gメン調査員による調査業務の積極的推進と輸送秩序確立等に係る広報啓発活動の実施
- (5)燃料高騰対策等の推進
- (6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進
- (7)適正化事業の推進(D・E事業所の重点化)による法令遵守の徹底
- (8)新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

【重点施策】

- (1)交通事故防止対策のさらなる取組みの推進
- (2)環境・GX対策及びSDGs対策の推進
- (3)広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進
- (4)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

【Ⅱ】事業計画

【最重点施策】

(1)物流革新に向けた改正物流法等への対応

①商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた対応

- ・改正流通業務総合効率化法及び改正貨物自動車運送事業法に基づく、「物流効率化のための取組み」や「書面の交付」等の規制的措置について会員事業者に対し周知徹底を図る。
- ・商慣行の見直しや荷待ち・荷役時間の削減等物流効率化に向けた取り組みを促進するため、関係行政機関や関係団体等との連携を図り、着荷主を含む荷主や一般消費者等への理解促進を図るための環境整備を推進する。
- ・国土交通省及び厚生労働省と連携を図り、中央及び都道府県の協議会が引き続き適確に運営されるよう地方協議会における事業を支援する。

②多重下請構造の是正と実運送事業者の適正運賃・料金収受に向けた対応

- ・国土交通省と連携し、多重下請構造是正に向けた対応を推進するとともに、「多重下請構造のあり方に関する提言」による会員事業者の取り組み促進を図る。
- ・改正貨物自動車運送事業法に基づく実運送体制管理簿、運送利用管理規定の作成等の規制的措置について、会員事業者に対し周知徹底を図る。

③下請法改正への対応

- ・下請法改正に向けて関係省庁に対し適切に対応し、改正内容については会員事業者に対して周知徹底を図る。

④時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の遵守に係る対応

- ・時間外労働の上限規制 960 時間及び改正改善基準告示の遵守に向け、セミナー等を通じ、会員事業者に対し関係法令や告示について周知徹底を行うなど、遺漏なき対応を図る。
- ・荷主や一般消費者等に対し、Web 広告やリーフレットの配布等により荷主等への理解促進を図るための環境整備を行う。
- ・時間外労働上限規制や改正改善基準告示への対応状況等の実態把握を行う。

(2)改正「標準的な運賃・標準運送約款」の活用等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

①「改正「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の周知に係る対応

- ・会員事業者に対し、改正の趣旨、内容や届出に係る周知を図り、積極的な活用を促進するための諸施策を展開するとともに、荷主に対し積極的に広報・周知活動を行う。

②「標準的な運賃」の活用及び原価管理の徹底等による適正なコスト収受等転嫁対策の推進

③「標準的な運賃」及び「燃料サーチャージ」のほか、附帯作業料・待機時間料や高速道路料金

- ・など実費について、事業継続に必要なコストが収受できるよう積極的に広報・周知活動を行う。
- ・公正取引委員会の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づき、特に労務費やエネルギーコストの上昇分が取引価格に転嫁できるよう、転嫁対策を推進する。また、パートナーシップ構築宣言の普及に向けて積極的に対応する。
- ・標準的な運賃と自社原価の関連を踏まえた交渉方法など、標準的な運賃の活用によって適正運賃収受に繋がるセミナー等を開催する。

※「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」

労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる環境を整備するため、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会が緊密に連携した政府一体となった取り組み。

(3)交通事故防止、飲酒運転根絶及び労災事故防止の推進

○交通安全運動関係

①各期の交通安全運動県民総ぐるみ運動への積極的な参画

- ・宮城県警察、各交通安全団体への協賛、ポスター・チラシの共同印刷（県警）、高速道路・自動車専用道路 IC における交通安全運動への参加
- ・各支部安全パトロールの実施
- ・「セーフティ 123」運動への参加と協賛し、協会会員への参加費を助成する。

②交通事故防止対策の推進

- ・本部主催「交通事故防止コンクール」、及び各支部主催「交通事故防止決起大会」等の実施
- ・各種事故防止セミナー等を通じて、交通事故防止の意識の高揚を図る。
- ・飲酒運転防止対策の強化を図る。
啓発グッズの作成、研修会の開催、飲酒運転根絶を徹底し県民、行政機関へ取り組みをアピールする。
- ・大型車の車輪脱落事故防止対策の強化
車輪脱落事故防止強化運動の実施（10月～2月）
車輪脱落事故防止に係る広報活動の強化（グッズ配布、ラジオ CM 等）
- ・初任運転者特別指導講習の常設（グッドラーニング）を図る。
- ・広報啓蒙啓発活動の推進、貸出用交通安全教材の充実、飲酒状態体験ゴーグルの導入を図る。
- ・法定 12 項目指導教育のオンライン型コンテンツ導入を図る。

③安全対策機器等の普及促進（助成事業）

- ・アルコールチェッカー機器導入促進助成
- ・安全装置等導入促進助成
- ・ドライブレコーダー機器導入促進助成
- ・運転経歴証明書交付助成
- ・運転者適性診断助成（一般、初任、適齢）
- ・事故防止研修会開催・参加助成
- ・運転者健康対策助成（健康診断、SAS スクリーニング検査、脳ドック、血圧計導入促進）

④運行管理の高度化への対応

- ・運行管理に活用可能な情報通信技術（ICT）の進展に合わせ、運行管理における安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資する ICT の活用を図る。
- ・ICT を活用した遠隔点呼、自動点呼の普及促進により、運行管理の高度化・効率化に取り組む。

⑤「運輸安全マネジメント」の普及拡大

- ・運輸安全マネジメントについて、一層の定着と取り組みの深度化、高度化を図るため、官民一体で取り組み普及・啓発活動を推進する。

⑥駐車問題見直しへの対応

- ・貨物集配中の事業用トラックに係る駐車規制の見直しが継続的に実施されることとなったことを受け、引き続き、諸課題について情報収集に努め、整備促進を図る。

⑦トラックドライバー・コンテストの実施

- ・安全意識ならびに運転技能の向上を図るため宮城県大会を開催する。又、代表選手による「全国トラックドライバー・コンテスト」への出場等も計画する。

⑧トラックステーションの管理運営

- ・長距離運行トラックの安全運行確保を目的とした、利用者が快適に施設を利用できるよう計画的な保全及び運営に努める。
- ・トラックステーションにおけるアイドリングストップ並びにごみの不法投棄禁止の徹底を期すなど、業界のイメージアップを目指し環境啓発活動を推進する。

○労働対策

①過労死等防止対策の推進

- ・過労死等防止対策の数値目標（過労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を 5% 以下、年次有給休暇取得率 70% 以上）達成に向け、引き続き関係者が一丸となって過労死等防止対策を推進する。
- ・セミナーや、啓発資料等を通じ、過労死等防止に向けた意識の高揚を図り、過労死等防止対策を普及促進する。

②健康状態に起因する事故及び健康増進・メンタルヘルス対策の推進

- ・ドライバーの睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査に対する助成を行い、セミナー等を通じて、SAS 対策の普及・強化に努める。
- ・「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」等を活用したセミナーや、血圧計の普及等ドライバーの生活習慣病対策を通じて、健康起因事故防止対策を推進する。
- ・セミナーやリーフレット等の啓発資料を活用し、食生活、運動、飲酒、喫煙等の対策を通じてドライバーの健康増進に向けての取組を推進する。
- ・精神疾患による過労死事案の分析を行い、メンタルヘルスに関する対応策を検討する。
- ・中小トラック運送事業者のための健康管理システム（運輸ヘルスケアナビシステム）について、導入・活用を推進する。

③労働災害防止、荷主対策の推進

- ・荷主先を含めた労働災害の発生状況等の実態を調査分析・把握するため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会等関係機関との連携を図りつつ、第 14 次労働災害防止計画（2023～2027）を踏まえた労働災害防止に取り組む。
- ・安全衛生管理の徹底と、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・徹底を図る。
- ・陸災防協会が実施するフォークリフト運転技能講習およびテールゲートリフター特別教育（学科）講習受講料の一部を助成する。

(4) G メン調査員による調査業務の積極的推進と輸送秩序確立等に係る広報啓発活動の実施

① G メン調査員による調査業務の積極的推進

- ・適切な運送取引の確保、運送契約の書面化の推進及び輸送秩序を阻害する要因を排除するために違反原因行為を行っている荷主に対し、トラック・物流 G メンに迅速に報告することで荷主への是正指導に繋げる。
- ・巡回、電話、訪問調査により、事業者の法令順守を妨げる違反原因行為に関する荷主等の情報

を積極的に収集し、トラック・物流 G メンに迅速に報告することで荷主への是正指導に繋げる。

②輸送秩序確立等に係る広報啓発活動の推進

- ・巡回指導において、社会保険料の未加入・未納付対策の強化、車輪脱落事故防止・飲酒運転防止・過労運転防止、960 時間順守等のリーフレットを利用した啓発活動を行う。

(5)燃料高騰対策等の推進

①燃料サーチャージ導入の促進

- ・燃料サーチャージについて、事業者が収受できる環境を整備するため、燃料サーチャージの収受に向け、Web 広告やリーフレットの配布等荷主への浸透を図るための施策を展開する。

②自家用燃料供給施設整備支援助成事業及び燃料費対策特別融資等の実施

- ・自家用燃料供給施設への助成を実施し、大災害等緊急輸送時における燃料供給体制を整備する。また、最新の排出ガス規制適合車の導入及び物流施設等の整備のための近代化基金融資を推進し、当該利子補給を行う。

③石油製品価格動向調査の実施

- ・全日本トラック協会が行う石油製品価格の動向調査に協力し、需給動向や価格の変動要因について分析を行い、対応策を検討する。

(6)多様な施策による良質なドライバーの人材確保及びマナー教育の推進

①若年層、女性及び高齢者の採用等を含めた労働力確保及び育成教育・定着対策の推進

- ・オートマ限定解除・準中型・中型・大型・けん引免許取得に係る費用に対する支援を行い、若年層、女性及び高齢者ドライバーの確保を図る。
- ・人材確保に向けた職場環境改善を促進するため、「運転者職場環境良好度認証（働きやすい職場認証）」取得の支援及び会員事業者の採用ホームページ開設に対する支援を行う。
- ・協会ホームページ内のインターンシップ登録サイトの充実を推進し、業界への採用促進を図る。
- ・トラック業界の労働力を確保し、定着を図るために、若年者、女性及び高齢者を含めた採用活動、採用後の労務管理等のマニュアルを作成、人材確保セミナーを通じ事業者への支援を図る。加えて、労働力確保に係る対外的な広報活動並びに積極的な PR 方策を展開する。
- ・ゴミのポイ捨て問題やあおり運転等、ドライバーのマナー教育のあり方を検討するとともに、啓発ツール等の配布による教育を実施する。

②事業後継者等の育成

- ・将来のトラック業界を担う優秀な人材を育成するため、物流経営士の認定、研修及び中小企業大学校講座受講を促進する。
- ・青年部会において、社会貢献活動や他業種青年組織との交流を通じて、事業後継者並びに青年経営者の育成を図る。また青年経営者等の先進的な事業取り組みに対する支援を行う。
- ・女性の職業生活における活躍を推進するため、女性部会において、実務に即した研修事業及び社会貢献活動等を実施し、女性の採用・育成・定着に有効な施策の検討を行う。
- ・事業承継の方法や好事例をまとめた冊子を活用し、事業後継者の確保・育成に悩む中小事業者への支援を行う。

③運転免許制度等に係る諸課題への対応策の検討

- ・19 歳でも大型免許取得可能な「特例教習制度」の活用を図るよう周知に努め、トラック運送

業界への新たな人材確保につながる取組みを推進する。

- ・ 運転免許制度を含めたトラック運送業界における人材確保に係る課題について対応策を検討し、女性や次世代を担う若年労働者層、ドライバー未経験者等の求職者に対し、トラック運送業界の社会的役割等を積極的にPRし、職業としての魅力をアピールする。

④特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れに向けた対応

- ・ 特定技能制度による外国人ドライバーの円滑な受入れが行われるよう、関係機関と連携を図りながら対応するとともに、技能試験への対応や就労後に交通法規などが学習できる外国人向けのテキスト（全ト協作成）を活用し対応を図る。

⑤ドライバーの社会的評価の向上に向けた対応

- ・ 荷主や一般消費者からのドライバーに対する暴言や、契約にない過剰な要求を行ったり、業務に対して不当な言いがかりや悪質なクレームをつけたりするカスタマーハラスメントに対して、カスハラ被害防止のための業界独自のマニュアル（全ト協作成）を活用し対応を図る。
- ・ 一般消費者や荷主に対して、ドライバーの社会的評価の向上に向けた必要な情報発信を行い、カスハラの撲滅を図る。

(7)適正化事業の推進（D・E事業所の重点化）による法令遵守の徹底

全国適正化事業実施機関の事業計画に沿った諸活動及び宮城県トラック協会の事業計画とタイアップした活動を基本に、事業所の法令遵守と事故防止及び運行管理の支援・指導を推進する。また、総合評価がD・Eの事業所に対して重点的に巡回指導を実施し、法令遵守の徹底を図る。

○実効性のある事業所巡回指導

①「巡回指導の指針」及び「巡回指導マニュアル」に基づく巡回指導の徹底を図り、評価手法の均一化に努めるとともに、効果的・効率的な指導の実施に努める。

②D・E事業者・総合評価の低い事業者等、指導の必要性が高い事業者に重点を置いた指導内容及び巡回頻度とし、事業者の自立的な改善を促進する。

- ・ 前回巡回D評価またはE評価の事業所及び重点項目が連続して指摘のあった事業所ならびに前回C評価事業所に対して事前に改善指導票を发出する。
- ・ 法令を遵守しない悪徳事業者に対しては、早期監査、行政処分を実施するため運輸支局への迅速な情報提供を行う。
- ・ 運輸支局長からの要請に基づく「乗務時間等告示違反営業所に対する特別巡回指導」を適切に実施し、違反行為などについて早期に改善を図る。
- ・ 巡回指導における適切な改善指導を行い、期限内3ヶ月の改善報告を徹底する。
- ・ 巡回評価D・E事業所にあつては、半年後に巡回することとする。また、3ヶ月以内に改善結果報告未提出または指摘事項がすべて改善されない場合および3回連続D・E評価の場合は運輸支局へ報告する。

③新規許可事業所に対して適切な対応

- ・ 新規許可事業者に係る新規巡回指導においては、営業所車庫及び休憩室・睡眠室等の現地確認の励行を的確に実施する。
- ・ 新規許可事業者講習会においては、「特定運転者に対する特別な指導」等、指摘の多い項目に重点を置くとともに、重点項目を中心に指導を実施する。また、講習会終了後、運輸開始までの期間に必要な応じて個別指導を行いフォローする。

④令和7年度巡回計画：通常巡回指導690事業者、特別巡回指導5事業者、霊柩事業者個別指導35事業者の合計730事業者の巡回指導を計画する。

⑤適正・円滑な苦情処理

- ・貨物自動車運送事業者および利用者からの苦情に対して、体制の充実、対応マニュアルの活用等を推進し、適正かつ円滑な処理に努める。
- ・苦情情報については、適正化情報システムに登録することにより、適正な管理及び活用を行う。

⑥行政機関との緊密な連携による適正化事業の推進

- ・地方実施機関の事業活動の適切な推進を図るため設置した地方評議委員会の運営にあたっては、地域の実情に即した課題を積極的に諮り、有識者等からの意見を事業に反映する等、適切な運営を図るとともに、全国実施機関並びに地方運輸局等との連携にも十分配慮する。
- ・行政との連絡会議（年間に運輸支局と4回、その内労働局1回出席）を開催し、適正化事業の円滑な実施に努める。
- ・運輸支局に対する速報制度への適切な対応に努める。
- ・街頭検査等に参加・協力し、事故防止・安全運行の啓発活動に努める。
- ・新規事業者講習会（運輸支局主催）に参加し、法令遵守について指導する。
- ・巡回指導結果及び未改善項目の共有化を図り、緊密な連携を図る。

⑦安全性評価事業（Gマーク制度）の積極的な推進

- ・全国実施機関は実施する安全性評価事業に関し、事業者等への周知、申請受付業務及び巡回指導の優先的な実施等により、安全性評価事業の円滑な実施に協力し、トラック事業全体の安全向上に努める。
- ・巡回指導等を通じ、新規申請事業所の掘り起こしや、更新対象事業者が確実に更新手続きを行うよう積極的な助言・指導を行う等、本制度の普及啓発に努める。

(8)新技術を活用した物流DX及び効率化の推進

①自動運転及び環境対応車等の次世代新技術への対応

- ・2050年のカーボンニュートラルに向けた国の施策をうけて、電気トラック、燃料電池（水素）トラックの導入・普及に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。
- ・ドライバー不足や生産性向上等に資する自動運転など次世代新技術を活用した物流の効率化等の推進について、実用化に向けた課題等の整理を行い、適宜、関係機関に対して要望を発信する。

②中小事業者に向けた物流DXの推進

- ・令和7年4月から義務化された運送契約の書面の相互交付に対応できるよう、書面化アプリケーション（全ト協作成）を活用し、デジタル化対応が進んでいない中小事業者に無償で提供する。

③物流DXの取組みの促進

- ・トラック事業者における業務効率化・生産性向上のための物流DXの取組みを促進するため、効果的な取組み方策および成功事例の周知、管理システム等の導入支援等を行う。

④総合物流施策大綱に基づく物流DX及び物流標準化の推進

- ・「総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）」の柱のひとつである物流DXを推進するため、関係行政機関や関係団体等と連携を図り、物流DXによる生産性向上に向けた取り組みを進めていく。

【重点施策】

(1)交通事故防止対策のさらなる取組みの推進

①各種交通事故防止対策のあらたな取組み

- ・冬道対策研修会の開催
- ・ネクスコ、高速安協との共同広報活動の計画及び実施
- ・貸出し用飲酒状態体験ゴーグルの導入
- ・法定12項目指導教育のオンライン型コンテンツ導入の計画及び実施

(2)環境・GX対策及びSDGs対策の推進

①「環境ビジョン2030」の推進

- ・環境基本行動計画「環境ビジョン2030」を踏まえ、次世代自動車の導入支援、輸送の効率化の推進、アイドリングストップの徹底等脱炭素化に向けた環境啓発活動を推進する。(環境対応車導入促進助成、グリーン経営認証制度促進助成)

②SDGs(持続可能な開発目標)への対応

- ・「環境ビジョン2030」の行動メニューとSDGsの関連性の理解促進を図りつつSDGs達成に向けた取組を推進する。

③エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援機器の普及促進

- ・燃料消費量の削減効果が高いデジタル式運行記録計などEMS機器等の導入のための事業を促進する。
- ・アイドリングストップ支援機器導入のための事業を実施する。

④環境対応車の普及促進

- ・環境対応車である天然ガス、ハイブリッドトラックの導入を促進する事業を実施する。

⑤ゴミのポイ捨て防止事業

- ・広報物の作成や街頭キャンペーン等を計画し、全ト協の事業計画によりポイ捨て防止に資するグッズ等を会員事業者へ配布する。

(3)広報媒体を活用した対外的なPR対策の積極的な推進

- ・「2024年問題」について、「物流革新に向けた政策パッケージ」等で示されている「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」に対応するため、各種広報媒体を活用した対外的な広報活動を積極的に推進する。
- ・ホームページおよびWeb広告等、電子版を掲載することにより、会員事業者が必要とする情報をタイムリーに提供するとともに、関係行政機関、荷主企業、一般にも広く業界の活動をPRする。
- ・トラック運送事業の正しい理解促進と社会との共生のため、テレビ・ラジオ等を活用した業界の役割理解促進、及びイメージアップと安全運転並びに省エネ運転を啓蒙する。
ラジオでは「交通事故防止」「環境対策」等、労働者確保対策に向けては、運転免許センターやJR駅構内にポスター等、また、宮城県サッカー協会とタイアップし冠大会の実施及び競技場の大型看板にポスターを掲示するなど強く啓発を進める。
- ・トラック協会のホームページを見やすく充実させ、また、アイファックス利用をはじめ手段・方

法を工夫して、会員事業者への情報提供を適時、適切に行う。

- ・10月9日「トラックの日」を中心にエッセンシャルワーカーとしてのトラック輸送の重要性を広く一般に周知する広報活動を展開する。
- ・荷主等に対し「2024年問題」に引き続き、さらに「2030年問題」への対応、及び燃油費高騰等のトラック運送業界の現状を訴えるとともに新たな改善基準告示、適正取引の推進、標準的な運賃の収受、安全性評価事業（Gマーク制度）、引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の普及に向けて、各種メディアへのPR活動を展開する。
- ・将来の業界を担う優秀な人材を確保するため、各種コンテンツを活用し、くらしと経済を支えるライフラインであるトラック輸送の役割を周知する。

(4)大規模自然災害発生時における緊急輸送体制の確立

①大規模自然災害発生時における緊急物資輸送体制の確立及び迅速な対応

- ・「緊急・救援輸送業務実施要綱」に基づき、各支部と連携した輸送体制の確立を図る。
さらに、緊急物資の円滑化を図るため倉庫協会との協力体制を構築する。
- ・地方自治体主催の緊急・救援物資輸送訓練に積極的に参加する。また、災害時の緊急輸送が円滑に実施されるよう、本部・支部の連絡・協力体制等の情報連絡網は緊急輸送対策特別委員会等で都度、整備を図る。

②大規模自然災害発生時に備えた災害物流専門家の育成など防災マネジメントの普及拡大

- ・大規模災害発生時における広域的な物資輸送体制の確立を図るため、全ト協及び東北各県ト協と連携し、基礎知識の習得の場を設定するなどにより、災害物流専門家の育成を推進する。
- ・自然災害への対応にあたって、運輸事業者が参考とすべき考え方をまとめた「運輸防災マネジメント指針」について、官民一体で取り組む普及・啓発活動を推進する。
- ・県および市町村が実施する防災訓練等へ積極的に参加する。
- ・全ト協「災害時物流専門家研修」の開催（宮城県・市町村職員・委員会委員・協会職員の受講）
- ・災害時及び緊急輸送対策に係る体制及び備品等の整備を行う。
- ・災害時におけるトラック輸送の重要性に関する広報活動の計画を図る。

